

熊本市事件等対処計画

熊 本 市

令和5年(2023年)4月1日改定

目 次

第1章 総則	1
第1 目 的	
第2 対象とする危機事象	
第3 対処計画の基本的な考え方	
第4 対処計画と危機管理個別対応マニュアル	
第2章 平常時及び危機事象発生時における危機管理	2
第1 事件等責任者等の設置	
第2 危機管理意識の向上	
第3 情報連絡網の整備	
第4 資機材等の整備	
第5 関係機関との連携	
第3章 緊急時における危機管理	4
第1 組織体制	
第2 危機事象への対応の基本的考え方	
第3 応急対策	
第4 広報活動	
第4章 危機収束時の対応	9
第1 復旧対策の推進	
第2 被害者等への救援	
第5章 対応の検証と再発防止	10
第1 対応の検証	
第2 再発防止	
第3 危機管理関係マニュアルの見直し	

参考資料

- 別紙1 危機事象発生状況報告書
- 別紙2 危機レベル別の本部体制
- 別紙3 危機事象発生時等のフローチャート
- 別紙4 業務妨害、犯罪予告等発生時の対応

第1章 総則

第1 目 的

熊本市事件等対処計画(以下「対処計画」という。)は、熊本市危機管理指針に基づき、事件等の緊急事態に対する対処の基本的な考え方を定め、その手順を明確にすることにより、市民や本市域に被害が及ぶおそれのある様々な危機事象の発生及び発生すると予想される事態に対し、速やかに対応を図ることにより、危機事象を未然に防止し、また、発生した場合に被害を最小限に食い止めることを目的とする。

第2 対象とする危機事象

- 1 この対処計画で対象とする危機事象は、次のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 市民の生命、身体及び財産に直接的な被害が生じる事態
 - (2) 市民生活に広範な被害又は不安を与える事態
 - (3) 円滑な行政運営に支障を及ぼす事態
- 2 次に掲げる危機事象については除く。
 - (1) 熊本市地域防災計画で想定している災害(「洪水、地震」等)
 - (2) 熊本市国民保護計画で想定している事象(「武力攻撃事態」等)
 - (3) 被害が直接的又は突発的でない危機事象(「財政危機」等)

想定する危機事象の事例

対象とする危機事象	事 例
市民の生命、身体及び財産に直接的な被害が生じる事態	所管施設及び関連施設での事件 (不審者等による殺傷事件等も含む) イベント時の雑踏事故 公共工事における重大な事故 爆発事故及び大規模な火災 公共交通機関の事故等 不発弾等処理事案の発生
市民生活に広範な被害又は不安を与える事態	大規模な感染症の発生 化学物質・微生物・細菌等による事故の発生 家畜伝染病の発生 病虫害等の大量発生 危険物質等の漂流、漂着、流失 ライフラインの機能停止 環境汚染(光化学スモッグ、土壌汚染等) 等
円滑な行政運営に支障を及ぼす事態	情報システムやネットワークの機能停止 個人情報の流失・漏洩等 業務妨害、犯罪予告等の受報

第3 対処計画の基本的な考え方

- 1 様々な危機事象に即応するため、危機管理指針に基づき、関係する局・区等が連携して対応することができる体制を整備する。

ただし、各局・各区等において対応可能な事象については、基本的に関係する局・区等で対応する。

- 2 事件・事故等の発生時には、対処計画での対応が必要であるか否かの判断が重要であることから、該当事象の規模や内容に関わらず全ての事象について別紙『市長・副市長への連絡事項について』に基づき連絡する。【初動連絡態勢】
また併せて、別紙1の危機事象発生状況報告書により危機管理防災部に報告するものとする。
- 3 危機事象の情報を一元的に収集・管理する機能を整備する。
- 4 組織・職員の危機管理意識の向上を図り、また、危機事象発生時、迅速な行動ができるよう対応するマニュアルの確認や訓練・研修を通じて、必要な知識の習得や技術の向上に努める。
- 5 危機事象が発生した場合、迅速かつ最悪の場合を想定した初動態勢で対応できるよう努める。
- 6 市民に対し、被害の発生の防止や軽減が図られるよう具体的な危機事象の発生を想定した防災に関する啓発を行う。

第4 対処計画と危機管理個別対応マニュアル

- 1 対処計画は、本市における事件等に対する危機管理の総体としての枠組みを示すものであり危機管理個別対応マニュアル(以下「個別マニュアル」という。)は、個別の危機に対して具体的な対応策を示すものである。
- 2 個別マニュアルの作成
 - (1) 各局・各区等は、所管する危機事象に迅速かつ的確に対処するため、関係する局・区等及び関係機関等と十分に協議・調整を行い、危機事象別に個別マニュアルを作成する。
 - (2) 危機管理防災部は、各局・各区等が個別マニュアルを作成し、又は変更するときは、これを支援する。
 - (3) 各局・各区等は、個別マニュアルを変更したときは、速やかに危機管理防災部へ報告する。

第2章 平常時及び危機事象発生時における危機管理

第1 事件等責任者等の設置

1 事件等責任者及び事件等推進者の設置

- (1) 平常時における全庁的な危機管理体制の整備・強化を図るため、各局・各区等に事件等責任者及び事件等推進者を設置する。
- (2) 事件等責任者は各局長・各区長等とし、事件等推進者は各局・各区等の主管課長及び個別マニュアルを所管する課長とする。
- (3) 事件等責任者は、各局・各区等における危機管理を総合的に推進するため、平素から危機管理監及び各局との情報交換を密にするとともに局・区等内の危機管理能力の向上に努め、所管する危機事象の個別マニュアル等の整備を図る。
- (4) 事件等推進者は、事件等責任者の業務を補助し、各局内の危機管理に関する事務の連絡調整や情報収集等を行う。

2 事件等連絡会議の設置

- (1) 平常時における危機管理に関する情報交換を行うとともに、危機管理体制の一層の充実と推進体制の強化を図るため、事件等連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。
- (2) 連絡会議の組織・運営に関する必要な事項は、別に定める。

第2 危機管理意識の向上

1 組織の危機管理能力の向上

- (1) 危機事象による被害の発生の防止や軽減が図られるよう、平常時より、想定される危機事象に対する備えを行う。
- (2) 危機管理防災部及び各部局は、対応するマニュアルに即した行動がとれるよう、危機管理に関する図上訓練や個別活動訓練及び職員に対する研修を実施し、職員の危機管理能力の向上に努める。
- (3) 各局・各区等は、危機管理意識をもって、体制の整備や資機材の確保等を図るとともに、定期的にそれらの点検チェックを行う。

2 職員の危機管理意識の向上

職員は、担当する事務について常に起こりうる危機事象を想定することにより日常の危機管理に関する意識の向上を図り、その対応策を検討するとともに、対応する個別マニュアルを確認し、訓練や研修を通じて必要な知識の習得や技術の向上に努める。

3 市民に対する啓発

市は、市民に対し、被害の発生の防止や軽減が図られるよう、具体的な危機事象の発生を想定した啓発を関係する局・区等・関係機関と連携して実施するよう努める。

第3 情報連絡網の整備

- 1 各局・各区等は、危機事象に備え、夜間休日の勤務時間外の場合も含め、情報連絡網を整備し、職員に周知しなければならない。
- 2 各局・各区等は、夜間休日の時間外に危機事象が発生し、又は発生のおそれがある場合の局・区等の窓口となる職員を指定し、危機管理防災部及び広報課・秘書課に報告する。

第4 資機材等の整備

各部局は、危機事象の発生に備え、必要な資機材等を備蓄・整備するとともに、定期的な点検と取扱いの習熟に努める。備蓄に適さない資機材等について、危機事象が発生した場合に円滑に調達できるよう、関係者と協議・調整する。

第5 関係機関との連携

各局・各区等は、応急対策の実施について連携を必要とする関係機関と平常時から情報交換等を通じて連携強化を図るとともに、事前に連絡窓口を確認する。

第3章 危機事象時における危機管理

第1 組織体制

1 危機事象のレベルとその対応

- (1) 迅速な危機事象への対応を図るため、危機事象にレベルを設定し、そのレベルに対応した体制を確立する。
- (2) 危機事象のレベルの判断及び移行については、危機事象を所管する局・区等又は主たる対応局・対応区等(以下「所管局・区等」という。)の情報に基づき市長が判断する。

危機レベル	内 容	体 制	本部等
監視レベル	危機事象発生の可能性のある情報があり、関係する局・区等と危機管理防災部が連携・協力して、状況確認・情報収集に重点をおき、その推移を見極める状態		※
警戒レベル	危機事象発生の可能性が高まり、所管の局・区等で警戒態勢を図り、必要に応じて事件等警戒本部を設置する事態	警戒本部 体制	事件等 警戒本部
全庁対応 レベル	危機事象が発生し、又は発生のおそれがあり、その被害の規模や社会に与える影響が極めて大きいことから、事件等対策本部を設置し全庁的に対応する必要がある事態	対策本部 体制	事件等 対策本部

※事件・事故等の発生時には秘書課、危機管理防災部、広報課へ連絡を行うこと。【初動連絡態勢】

2 対策本部等の設置

- (1) 本市域における被害の規模や社会に与える影響が大きい危機事象に対処するため事件等対策本部を設置する。また、危機事象の発生が想定される場合に事前の対策と連絡調整を円滑に実施するため事件等警戒本部を設置する。
特定の地域において応急対策を迅速かつ的確に実施するために必要な場合は、現地対策本部を設置する。
- (2) 事件等対策本部、事件等警戒本部の体制は、別紙2の「危機レベル別の本部体制」による。
- (3) 事件等対策本部の移行については、被害の状況や社会的影響等により、危機管理監が関係する局・区等の意見を参考に調整し、市長が判断する。
- (4) 危機事象の所管局・区等は、事件等対策本部を設置する必要があると判断するときは、危機管理監に対し、その設置を要請することができる。
- (5) 事件等対策本部、事件等警戒本部は、市長が設置する。

3 事件等対策本部の開設及び代替施設

事件等対策本部は、市庁舎5階に開設し、必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を行う。

また、災害発生時に市役所本庁舎に被害が生じた場合は、災害の種類や被災の状況等を考慮し、本部長(市長)の判断により事件等対策本部(指揮室等)機能を次のいずれかの施設に移転させる。

消防局庁舎

熊本城ホール

熊本市民会館

上下水道局

4 組織運営

(1) 事件等警戒本部

ア 事件等警戒本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、本部長は、市長が指名した局長・区長等をもって充て、警戒本部の事務を統括する。事件等警戒本部の会議は、本部長が招集し、主宰する。

副本部長は、市長が指名した局部長・区部長等をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は本部長が不在のときは、その職務を代理する。

本部員は、本部長が指名する者をもって充てる。

イ 事件等警戒本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 対応方針の決定及び実施に関すること。
- (2) 情報の収集並びに関係部局及び関係機関への情報提供に関すること。
- (3) 関係機関との連絡調整及び関係機関への協力要請に関すること。
- (4) 広報等に関すること。
- (5) その他危機事象に対応するために必要なこと。

ウ 事件等警戒本部の組織構成は、以下のとおり

警戒本部	本部長	所管する局長・区長等
	副本部長	所管する局部長・区部長等
	本部員	関係局部長・区部長等
		所管課長、関係課長
		その他本部長が指名する者

エ 危機事象に関する情報の共有や連絡調整を行うため、連絡会議を設置する。

(2) 事件等対策本部

ア 事件等対策本部の本部長(以下「対策本部長」という。)は、市長をもって充て、事件等対策本部の事務を総括する。

事件等対策本部の副本部長は、副市長をもって充て、対策本部長を補佐し、事件等対策本部の事務を整理する。

事件等対策本部の本部員は、熊本市事件等対策本部設置要綱別表1(第4条関係)に掲げる職にある者をもって充て、その所掌事務に係る措置を実施し、所属職員を指揮監督する。

事件等対策本部の事務局は、危機管理防災部及び主たる対応局・区等をもって構成する。

イ 事件等対策本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 対応方針の決定及び実施に関すること
- (2) 被害状況、対応状況等の総合的な掌握に関すること
- (3) 関係機関との連絡調整及び関係機関への協力要請に関すること
- (4) 広報等に関すること
- (5) その他危機事象に対応するために必要なこと。

ウ 対策本部等の組織・運営に関する必要な事項は、別に定める。

エ 危機事象に関する情報の共有や連絡調整を行うため、連絡会議を設置する。

オ 対策本部長は必要に応じて総合調整室を設置する。

カ 事件等対策本部の組織構成は組織図のとおりとする。

熊本市事件等対策本部（事件等対処計画）の組織図



第2 危機事象への対応の基本的考え方

1 危機事象への対応

- (1) 危機事象への対応は、当該危機事象の所管局・区等が第一義的な責任をもって対応し、被害の発生及び拡大の防止のために万全な措置を講ずる。
- (2) 危機事象の所管が不明確又は複数部局に関係し、緊急を要する場合は、危機管理監の意見具申に基づき市長が指定する。
- (3) 危機事象が複数部局に関係する場合は、主たる対応局・対応区等が中心となり、関連局・関連区等及び危機管理防災部と連携して対応を図る。
- (4) 被害の規模や社会に与える影響が大きい危機事象が発生し又は発生するおそれがある場合は、対策本部を設置し、対処方針、応急対策等を協議し決定する。
- (5) 危機事象への対応は、発生した危機事象の内容に応じ、各局・各区等が作成する個別マニュアルを準用するなどして対応する。
- (6) 他の法令、要綱等により危機管理体制が整備されている場合は、当該体制により対応する。
- (7) 危機事象への対応は、概ね別紙2の「危機レベル別の本部体制」を基に、別紙3の「危機事象発生時のフローチャート」により対応する。また、業務妨害等の事象について、別紙4「業務妨害、犯罪予告等発生時の対応」により迅速な対応を図るものとする。
- (8) 危機事象の状況により、市長又は本部長が必要と認めるときは、24時間体制をとるものとする。

2 全庁的な対応への移行

危機管理監の意見具申に基づき、市長が次の要件のいずれかに該当すると判断した場合は全庁的な対応とする。

- (1) 次の観点から所管部局では対処することが困難な事情が認められ、又は対処することが困難になると懸念される状況
 - ア 被害・支障の広範性、広域性
 - イ 短期集中的に人員を投入する特別の事情
 - ウ その他
- (2) 応急対策が複数部局にわたり、その調整分担をひとつの指揮命令の元で実施する必要があると認められる場合

3 職員の動員

- (1) 所管局・区等は、危機事象の様態や規模等により対応するマニュアルに基づき、職員を動員する。職員の動員については、当初から可能な限りの人員を投入し、事態を正確に把握できた時点で適切な人員配置などの措置をとる。
- (2) 所管局・区等は、夜間休日を含めた迅速かつ的確な対応が可能となる所要職員数が確保されるよう、非常参集要員を予め指定するとともに、情報連絡網を整備する。

第3 応急対策

1 情報の収集及び伝達

(1) 情報管理の一元化

- ア 危機事象の情報管理責任者に当該事象の所管課長を選任し、危機管理防災部との情報の一元化を図る。
- イ 危機事象に関する情報については、所管局・区等と危機管理防災部とで整理し、危機管理監のもと一元的に危機管理防災部で管理する。

(2) 情報の収集

- ア 危機事象が発生し又は発生するおそれがある場合、当該事象の所管課長は、現地での状況把握が必要と考えられるときは、遅滞なく現場に職員を派遣し、情報収集に努めるとともに、関係機関と連携して情報を収集する。
- イ 所管局・区等は、収集した情報を危機管理監へ報告するとともに、予め定められた情報連絡網に基づき、速やかに関係機関へ伝達し、情報の共有化を図る。
- ウ 休日・時間外においては、情報を入手した職員は、危機管理課長への情報連絡を行う。
- エ 情報の報告を受けた危機管理監は、速やかに関係部局へ情報を提供する。

(3) 情報内容の整理

- ア 危機事象発生時においては、できる限り早い情報の入手が迅速な初動体制の確立に不可欠であることから、第1報は完全な報告にこだわることなく、断片的な情報であっても速報し、詳細は追加情報として続報する。
- イ 危機事象の詳細がわかった時点での情報は、危機事象の様態により異なるが、概ね次の事項を中心に収集し整理する。
 - ・危機事象発生の概要(時間、場所、内容等)
 - ・被害の発生状況及び被害の拡大に関する予測
 - ・市民生活への影響又は地域住民の避難の状況等

(4) 情報の伝達

- ア 危機事象の発生時の情報伝達は、別紙3の「危機事象発生時のフローチャート」により行う。危機事象の発生情報を入手した局・区等(所管局・区等以外を含む。)は、第1報及び被害状況等の速報を危機管理監まで可能な限り早く、口頭又は電話連絡、若しくは最も適切な方法により報告する。
- イ 第1報及び続報を口頭又は電話で行った場合、その後、速やかに別紙1の「危機事象発生状況報告書」により報告する。
- ウ 危機事象の発生情報を入手した部局(所管局・区等以外を含む。)は、人命救助に係る緊急事態に対しては、各部局の判断により、消防局、警察へ迅速に通報する。
- エ 危機管理防災部が危機事象に関する情報を入手した場合は、当該危機事象の所管局・区等へ情報を伝達する。

(5) 市長への報告

第1報及び被害状況等の速報並びに危機事象の詳細や応急対策の詳細は、所管局長・所管区長等が市長へ報告する。その際、原則として危機管理監が同席する。

2 応急対策の実施

(1) 基本的な方針

事件等対策本部又は所管局・区等は、決定した対処方針に基づき、危機事象の発生時から、関係機関、関係部局と連携・協力し、市民の生命・身体を守ることを最優先に応急対策を実施する。

(2) 市民の安全確保

事件等対策本部又は所管局・区等は、危機事象の発生現場及び周辺地域において、市民の生命・身体に危険が生じ又は生じるおそれがある場合には、必要に応じて警察等の関係機関の協力を得て、市民の安全確保のため、最善の措置を講じる。

(3) その他の措置

事件等対策本部又は所管局・区等は、医療救護、防疫対策、立ち入り制限等の各種制限措置などが必要な場合は、関係機関との連絡調整を行い、必要な措置を講じる。

(4) 応援要請

事件等対策本部又は所管局・区等は、危機事象が発生した場合、市のみの対応では十分対応することができないと判断されるときは、国、熊本県、関係自治体、関係団体等に応援を要請する。

第4 広報活動

- 1 市民等への情報提供
事件等対策本部又は所管局・区等は、危機事象の発生時において、迅速に、市民等の心理的動揺や不安感により生じる混乱を防止するとともに、市民等自ら状況に応じた適切な行動をとることにより、被害の拡大を防止し、自らの安全を確保するため、必要に応じて次の事項を中心に、テレビ、ラジオ、広報紙、チラシ、防災無線、広報車、ホームページなどあらゆる手段を通じて、迅速かつ的確に市民などに情報を提供する。

- ア 危機事象の発生状況
- イ 今後の見通し
- ウ 応急対策の実施状況
- エ 市民がとるべき適切な対応
- オ その他の関連情報

事件等対策本部又は所管局・区等は、必要に応じて、市民からの問い合わせ等に一元的に対応できるよう専門の情報提供窓口を設置する。

2 報道機関への情報提供

- (1) 事件等対策本部を設置して対応する場合の被害状況や応急対策等についての発表は、原則的に本部長が行い、必要に応じて危機管理監及び所管局・区等が同席する。
- (2) 現地対策本部を設置した場合の現地での情報提供は、現地本部長が行うとともに速やかに対策本部に報告するものとする。

報道機関への情報提供については、その内容、発表時期及び方法等について広報担当部署と調整のうえ、公表するものとする。

第4章 危機収束時の対応

第1 復旧対策の推進

1 基本的な方針

事件等対策本部又は所管局・区等は、危機事象の発生により市民生活や地域の社会経済活動への影響を最小限に抑えるため、可能な限り迅速かつ円滑な復旧対策を推進する。

2 安全の確認

- (1) 事件等対策本部又は所管局・区等は、応急対策がおおむね完了したと認められるときは、関係機関と協力して、早急に危機事象の発生現場及び周辺地域の安全の確認を行い、立ち入り制限等の各種制限措置を解除する。

(2) 事件等対策本部又は所管局・区等は、危機事象の発生現場及び周辺地域の安全の確認がされた場合は、報道機関へ情報提供するとともに、市民への周知に努める。

3 公共施設の復旧

事件等対策本部又は所管局・区等は、公共施設が被害を受けた場合は、速やかに復旧する。公共施設の復旧に長期を要する場合には、代替施設・機能の導入など必要な措置を講じる。

第2 被害者等への救援

1 健康相談等の実施

事件等対策本部又は所管局・区等は、危機事象の発生により、生活環境の変化等から生じる健康への著しい不安などに対処するため、必要に応じて関係機関等と連携し、心身の健康に関する相談などの必要な措置を講じる。

2 生活支援

事件等対策本部又は所管局・区等は、危機事象の発生により、自己の力では生活の再建が困難と認められる被害者等に対しては、関係機関と協議のうえ、生活援護等を行い、市民生活の早期回復に努める。

第5章 対応の検証と再発防止

第1 対応の検証

- 1 各局・各区等は、将来同様な危機事象が発生した場合の参考とするため、危機事象の原因状況、対応策、課題などを取りまとめた「危機対応記録」(以下「対応記録」という。)を作成し、保存するものとする。
- 2 対応記録の作成は、対策本部等を設置して対応した危機事象とする。
- 3 対応記録の作成課は、当該危機事象の所管課とし、作成した対応記録は、危機管理防災部へ提出する。
- 4 各局・各区等は、対応記録を関係者とともに検証することにより、個別マニュアルの見直しや応急対策の改善に活用する。

第2 再発防止

各局・各区等は、危機事象の事後検証や類似事象に対する訓練などを通じて、応急対策について検証を行い、反省点の抽出や改善策の検討を行う。

第3 危機管理関係マニュアルの見直し

事件等対処計画及び個別マニュアルについては、常に検証を加えて、必要に応じ柔軟に見直しを行う。